

大阪市告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
淀川区第805号線	淀川区加島3丁目 1020番の2地から 同 区同 416番地まで	m 6.00～ 11.80	m 216.51
淀川区第2005-03号線	淀川区加島3丁目 402番の2地から 同 区同 418番地まで	m 6.00～ 30.14	m 201.83

淀川区第2005-08号線	淀川区加島3丁目 417番の2地から 同 区同 417番の1地まで	m 6.00～ 9.00	m 242.64
淀川区第2024-01号線	淀川区加島3丁目 406番地から 同 区同 110番の3地まで	m 6.00～ 11.55	m 485.34
淀川区第2024-02号線	淀川区加島3丁目 405番地から 同 区同 405番地まで	m 6.00～ 16.19	m 547.56
平野区第2001-15号線	平野区瓜破東8丁目 110番地から 同 区同 119番地まで	m 9.00～ 12.97	m 291.92

(建設局総務部管財課)